

## 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（案）」に対する意見

一般社団法人日本口腔衛生学会

歯科口腔保健の推進に関する法律第十二条第1項に基づく歯科口腔保健の推進に関する基本的事項案として、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小、歯科疾患のない社会を目指し健康を増進する一予防に重点をおいた歯科疾患の予防、QOLの向上を図るための口腔機能の維持・向上、および社会環境の整備等が盛り込まれています。

これらの基本的な方針を基盤として、国および地方公共団体が、関係者との相互連携を図りながら総合的な施策を推進するための事項を示した点は、10年後を見据えた健康な社会を実現するための方策として、十分に評価できるものと考えられます。また、これまでの本基本的事項案作成にあられた各位に深く敬意を表します。

一方、本案を基に、今後、地方公共団体が設定する計画、目標等をより具体的かつ効果的なものとする事、および5年後の中間見直しの際に考慮すべき事項という観点から、いくつかの意見を記載いたします。

## 1. 効果的な歯科疾患の予防について

法律本文（第十条）に、「個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防」と記されている通り、歯科疾患の予防には、集団や地域を対象とした公衆衛生対策は欠かすことができません。また、歯科疾患を予防し、歯の喪失防止を図るためには、地域における保健サービスと医療が連携して提供されることが必要になってきます。このような観点から、歯科疾患の予防における目標・計画の中に、集団や地域を対象とした公衆衛生的な予防対策を明示することが必要であると考えます。

## 2. 歯科検診（健診）および保健指導について

法律本文（第四条、六条、八条）の中に、「歯科医師等が歯科医療又は保健指導に係わる業務を行う」とされており、「歯科に係わる検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受ける」必要性が明記されています。歯科疾患の罹患状況の現状からみて、検診を通して効果的な発症予防を図るには、歯科検診と受診者の特性に基づく保健指導が一体的に提供されることが効果的です。

「目標」として歯科検診に合わせて保健指導を受けることを併記する必要があると考えられます。

また、本基本的事項案では、歯科保健指導の実施が、「計画」における具体的項目として示されています。歯科保健指導として例示されている本案の内容に加えて、口腔と全身の健康との関係、および common risk approach の見地から、生活習慣病および NCDs に関わる保健指導についても記載する必要があると考えられます。また、普及啓発として口腔保健に関する知識提供に重点をおいた記載となっていますが、国民が主体的に歯科疾患の予防に取り組むためには健康情報の理解度（health literacy）の向上という考え方を併せて取り入れる必要があると考えられます。

## 3. 口腔の健康に関する調査および研究の推進について

法律本文（第十一条）に、定期的な調査、口腔と全身の健康に関する研究、および歯科疾患に係わるより効果的な予防と医療に関する研究が明記されています。これらの研究の推進の中で、地域の実情に合わせた政策として条例を制定する都道府県を増加するためには、国および地域レベルの定期的な実態調査は、不可欠な要素と考えられます。社会環境の整備の「計画」における具体的な項目として、口腔の健康の実態に関する定期的な調査を加える必要があると考えられます。

最後に、この目標が10年先をにらんだものであることから、中間報告の際に、目標値の達成状態、新たなエビデンスの出現、地域格差の是正への強化を踏まえ、目標値の修正を行えるフレキシビリティを希望します。また、新たな目標値、個人、歯科医療、地域におけるそれぞれ場の創世のために、研究支援をお願いいたします。